

第24回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年6月18日(月)午後6時00分～午後8時30分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、
眞杉紀久代

実施機関 企画財政部長 安井幹雄、企画政策課長 今井正徳、同課課長補
佐 島岡伸康

事務局 文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀本慎一、同室主査 眞銅美
雪

配付資料 1 レジюме

2 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿

3 諮問個第22号諮問資料一式

4 電磁的記録の公開方法についての資料

5 不開示事項等についての検討項目

6 不開示事項の整理・統合(案)

7 第23回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

事務局から、審議に先立ち、推薦団体である生駒市PTA協議会の役員改選により福中眞美委員に替わり、新たに選任された春見祥司委員の紹介があった。

また、会議の傍聴希望があったため、事前に正副会長と協議し、傍聴を認めることになった旨の連絡があった。

- 議 題
- 1 諮問個第22号 センシティブ情報（要注意個人情報）を収集することについて
 - 2 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について（続き）
 - (1) 対象公文書の範囲の拡大について
 - ア 電磁的記録の取り扱いについて（継続審議）
 - (2) 不開示事項等について
 - (3) 請求及び決定について
 - ア 不開示事項の整理
 - イ 文書不存在の取り扱い
 - (4) 公益上の理由による裁量的開示について
 - (5) 存否応答拒否について
 - 3 その他

審議内容

- 1 諮問個第22号 センシティブ情報（要注意個人情報）の収集について
〔結論〕

以下の理由により継続審議とする。

生駒市長と生駒警察署長との間で締結した暴力団等の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づいて収集する合意書の第1(1)～(6)に該当するという個人情報が、個人情報保護条例第7条第2項第1号～第4号に規定する情報（以下「センシティブ情報」という。）であると認めることについて、当審議会として疑問が残ること。

他市において、事例がほとんどなく慎重に審議する必要があること。

〔審議経過〕

- (1) 事務局概要説明

生駒市個人情報保護条例第7条は、実施機関が個人情報を収集する際の制限について規定しており、第2項に原則収集禁止する個人

情報として、「思想、信条及び宗教」、「人権及び民族」、「犯罪歴」及び「社会的差別の原因となるおそれがある事項」の4つを明示している。

これらの個人情報については、法令又は条例に定めがある時、又は実施機関が審議会の意見を聴いて事務の目的を達成するために必要不可欠であると認めるときのみ収集可能である。

今回の諮問は、合意書に基づき、生駒市が公募により公の施設の管理に係る指定管理者や審議会等の委員等を選任するときに、暴力団が介入することを排除するために、応募者等が暴力団員等であるかどうか等についての個人情報を、生駒警察署（以下「生駒署」という。）から収集することについての是非を審議していただくものである。

なお、同条第3項において、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないと規定しているため、応募者等の個人情報を生駒署から収集すること（本人以外からの収集）については、本人の同意書を取得することになっている。

照会に当たって本市から生駒署へ提供する個人情報は、住所、氏名など必要最低限とし、また、生駒署では収集した個人情報は奈良県個人情報保護条例に基づき適正に保護することになる。

(2) 所管課説明

この合意書は平成18年11月に、公の施設の管理に係る指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定、審議会等の委員、アドバイザー等の委嘱、市民企画事業の採択等を公募により実施するときに、暴力団等の介入を排除するために締結された。

合意書の概要は、指定管理者、審議会等の委員等、アドバイザー等及び市民企画事業を公募により選定、選任又は選考する場合に、

暴力団等を排除するため、募集要項等に欠格事由を明示し、応募者等が欠格事由に該当するかどうかについて生駒署に照会を行い、該当した場合は失格とする排除措置を行う。また、排除措置によりトラブルが生じた場合、市は生駒署に対して解決のための協力を要請することができる。

合意書に基づいて実施する内容は、まず、市は指定管理者や審議会等の委員等を公募する際に、募集要項等に欠格事由を明示する。

次に指定管理者の場合、応募してきた法人の法人登記されている役員や、法人以外の団体の場合は、その代表者について、暴力団等に該当するか否かを生駒署に照会し、該当した場合は失格として排除し、排除した旨を生駒署に通知する。

また、市と指定管理者との間で取り交わす協定書にも欠格事由を明記し、指定後においても欠格事由に該当するのではという疑いが生じた場合は、生駒署に対して照会が可能である。

生駒署においても、事件の捜査等に関連して、新たに指定管理者や審議会等の委員等が欠格事由に該当することが判明した場合は、本市に通知することになっている。

審議会等の委員等の場合は、応募者全員ではなく、選考等が終了し、委員等に就任する前に本人の同意を得て生駒署に照会する。

照会の結果、暴力団等に該当した場合は失格として排除し、生駒署に排除した旨を通知する。

また、指定管理者と同様に、事後においても欠格事由に該当することが判明した場合は、失格とする。

市が生駒署に照会する場合の添付書類は、指定管理者の場合は指定の申請書、法人登記事項証明書、募集要項である。

審議会等の委員等の場合は、応募用紙、同意書、募集要項である

が、応募用紙を添付する理由は、生駒署が本人の応募意思を確認するためである。

また、応募用紙に住所、氏名以外の個人情報が記入されている場合は、その部分を抹消して添付する。

照会により、市が生駒署から収集した個人情報については、生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報セキュリティに関する規則等に基づき適正に取り扱い、また、照会に当たって市から生駒署に提供する個人の住所、氏名等の個人情報は、奈良県個人情報保護条例により適正に取り扱われる。

実施時期については、本年7月からの予定である。

【参照】

暴力団等の排除に関する合意書

第1 条文略

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
- (3) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
- (4) (1)から(3)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
- (5) 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
- (6) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

〔質疑〕

Q 合意書が締結されてから半年余り経過しているが、今まで生駒署への照会は行っていなかったのか。

A 行ってない。合意書に基づく実務内容についてを検討していく中で、審議会への諮問が必要ではということになり、今回の諮問となった。

Q 生駒署から収集することになる暴力団員等の情報はセンシティブ情報になるのか。

A 個人情報保護条例第7条第2項第4号の社会的差別の原因となるおそれがある事項に該当するのではないかと判断した。

Q 暴力団という反社会的な集団に属しているという情報等が保護すべき個人情報であるのかという議論はなかったのか。

A そういう議論もあったが生駒署から収集する情報の中に、センシティブ情報が含まれるおそれがないとは言い切れないので、諮問した。

Q 合意書の第1の(1)～(6)の内、(1)～(3)については、暴力団、あるいは暴力団の構成員であるか等の情報なので生駒署は明確に把握していると思うが、(4)～(6)については、個人の交友関係等の情報も含まれるが、生駒署は(4)～(6)についても回答可能なのか。

また、生駒署からの回答で(1)～(6)に該当していることが判明した場合、それを理由に即失格とすることは可能なのか。

A 生駒署が(4)～(6)についても回答可能かという点については、合意書に基づき回答できると聞いている。

次に、(1)～(6)に該当するという回答があった場合、排除措置が可能かということについては、指定管理者の場合は募集要項と協定書に欠格事由を明記しているので、それに基づき可能と考えている。審議会等の委員等についても、募集要項に欠格事由を明記しているので、可能と考える。

また、排除措置に当たってトラブルが生じたときは、生駒署に協力を要請することができる。

Q 生駒署から収集した情報については、担当課がそれぞれ管理するのか。それとも企画政策課で集中管理し、例えば、照会する前に同一人物が過去に照会したことがあるかどうかを確認し、実績があれば改めて照会することなくそれを利用するといった運用をするのか。

A 情報の管理については、事業の担当課と企画政策課の両方で管理することになる。企画政策課に情報が集約されることになるが、照会内容には(3)のように「暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の・・・」といった時限的なものもあり、時間の経過により該当するかどうか分かる場合があるので、過去に照会したことがある人でも、その都度照会することになる。

Q 照会により収集した個人情報の管理はどうするのか。

A 必要がなくなれば廃棄していく。

Q 審議会等の委員等の排除の時期は、就任する前か後か。

A 生駒署からの回答の時期によって、就任前に失格となる場合もあれば、就任後に失格となる場合もある。照会する前に、本人の同意を取ることで、欠格事由により失格になったということは、本人には判ることになる。

また、生駒署が事件の捜査等に絡んで新たな情報を把握したときは、市に通知があるので、それに基づき就任後であっても失格とすることもある。

Q 欠格事由に該当し失格とする場合、(1)～(6)のどれに該当したのか本人に知らせるのか。

A 回答書の様式は、(1)～(6)のどれに該当するのか印を付けるようになっており、市は、どの項目に該当したのかが判るので、本人にも、知らせる必要があると考えている。

Q 今回の合意書における暴力団等の排除の対象は、公募により募集する指定管理者と審議会等の委員等であるが、市の委託業者について暴力団等を排除するような措置はあるのか。

A 委託業者になるには、事前に業者登録の必要があるが、登録に当たっての審査事項に暴力団等の排除に関する要件はないので、委託業者については暴力団等の排除措置は行っていないことになる。

Q 他市でこのような合意書を締結しているところはあるのか。

A 県内では2～3あると聞いているが、他府県においては、把握していない。

Q 指名競争入札における指名業者の審査で、暴力団等の排除に関する要件はないのか。

A 入札担当課に確認したが、指名に当たり暴力団等を排除するような要件はないとのことである。

〔審議〕

次のような意見があった。

合意書の第1(1)～(6)に該当するという個人情報、センシティブ情報といえるのか。

暴力団という反社会的な団体に属しているという個人情報は保護すべき個人情報であるとは言えないのではないか。

(1)～(3)については、暴力団員等の情報だが、(4)～(6)については、関係者の情報になるので、センシティブ情報が含まれないとは言い切れず、諮問が必要ではないか。

センシティブ情報が含まれるかどうかについては、意見が分かれるところであるが、公益性の観点から収集する必要があると考えられないか。

センシティブ情報が否かが不明確なままで、公益上の必要性について

審議できない。

(4)～(6)について、生駒署が該当有りとして回答する場合は、しっかりとした裏付けがあるからだと思う。不確かな情報では、該当有りとはしないのではないか。

暴力団等の排除という合意書の目的のためには、(1)～(3)の情報を収集して排除するだけでは不十分で、(4)～(6)のような暴力団周辺の関係者についての情報を収集し排除しないと、達成できないのではないか。

議題1についての審議で、終了予定時間を超過したため、議題2以降については、次回の審議となった。

(2) その他

日程の確認について

次回の審議会は、7月17日(火)午後6時からとする。

会議録について

会議録については、事務局で調製し「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。